

News Release 株式会社エフアンドエム

各位 平成 24 年 11 月 6 日

# 経営革新等支援機関の認定取得のお知らせ ~中小企業金融円滑化法終了に伴う出口戦略を推進~

株式会社エフアンドエム(本社:大阪府吹田市 代表取締役社長:森中一郎 以下エフアンドエム)は、中小企業金融円滑化法終了に伴う出口戦略の一環として創設された経営革新等支援機関の認定制度による認定(近畿経済産業局)を平成24年11月5日に取得いたしました。

### 1. 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(いわゆる中小企業金融円滑化法)が 2013 年 3 月末に再延長の期限を迎えます。

中小企業者の支援体制を拡充させるため、出口戦略の一環として、中小企業経営力強化支援 法に基づく経営革新等支援機関の認定制度が創設されました。これに合わせ、当社も平成24年9 月に認定申請を行っておりました。

### 2. 内容

今回の認定を契機とし、経営改善計画の策定、その他経営再建の支援など、中小企業経営力強化支援法の趣旨に沿い、中小事業者の経営改善にかかる業務を開始いたします。今後、全国の金融機関との提携を模索し、本事業の全国展開を図ってまいります。

当社はこれまでの事業活動を通じ、数多くの中小企業者の経営改善をサポートしてきた実績、ノウハウを蓄積しております。これらを最大限に活用して中小企業者の経営再建を支援し、経済全体の活性化に貢献してまいります。

なお、中小企業者が認定経営革新等支援機関及び金融機関の支援を受けながら経営改善に 取り組む場合、新たに制定された「経営力強化保証制度」に基づき、信用保証協会の信用保証料 が概ね 0.2%減免されることになります。これにより、中小企業者の経営改善をより強力にサポート できることとなります。

## 3. 業績へ与える影響について

当社業績に影響を与える可能性がありますが、現在精査中であり、何らかの影響を確認次第、適時開示いたします。

以上

※ 本件に関するお問合せ先 : TaxHouse 事業本部

担当:後藤 淳 TEL:06-6339-9052(9:00~17:00 土・日・祝休)

#### 【株式会社エフアンドエム】